

北名古屋市同時

2021年3月29日（月）
愛知県尾張県民事務所環境保全課
環境保全第一グループ
担当 高井、倉内
ダイヤル 052-961-7254
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 高橋、手嶋
内線 3045、3050
ダイヤル 052-954-6225

北名古屋市における土壌汚染について

北名古屋衛生組合が北名古屋市内の余熱利用施設建設予定地において土壌汚染状況調査を実施したところ、土壌汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は同組合に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導してまいります。

1 報告内容

(1) 報告者

北名古屋衛生組合

(2) 報告年月日

2021年3月29日（月）

(3) 調査実施期間

2018年11月30日（金）から2021年3月26日（金）まで

(4) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県北名古屋^{ふたごめいし}市二子名師13番の一部並びに14番、15番、16番、17番1、17番2、17番3、17番4及び54番

(5) 報告の根拠

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第4条第2項

(6) 調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり法に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過地点数/ 調査地点数 ^{注2}	超過区画数
^ひ 砒素及び その化合物	0.011mg/L (1.1倍) ^{注1}	0.01mg/L 以下	8.0m	1 / 2	49 ^{注3}

注1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：汚染原因が自然由来と考えられることから自然由来汚染調査が実施された。自然由来汚染調査のため、最も離れた単位区画（調査対象地を10m格子で分割した区画）を含む2つの30m格子について、それぞれの30m格子の中心の単位区画で試料採取した。

注3：試料採取を行っていない30m格子内の単位区画は、2つの調査地点のうち土壌溶出量の測定結果が大きい方と同じ汚染状態にあるとみなされる。今回、基準を超過した地点があるため、基準超過した単位区画の属する30m格子内の単位区画、調査を行っていない30m格子内の単位区画が基準を超過した区画とみなされる。

イ 土壤含有量

調査した全ての地点で法に規定する土壤含有量基準に適合していました。

ウ 地下水

調査した全ての地点で法に規定する地下水基準に適合していました。

(7) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は更地ですが、汚染が判明した層は地中に位置するため、汚染土壌の飛散や雨水等による拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、土地の形質変更時に汚染土壌による飛散・流出防止等の土壤汚染対策を適切に実施する予定です。

県は、事業者に対し、飛散・流出防止等の土壤汚染対策を適切に実施するよう指導するとともに、周辺の調査をした上で、法に基づき土壤溶出量基準を超過した区画を要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

3 事業者の連絡先

北名古屋衛生組合 事務局長 坪井

電話 0568-22-3581

4 調査対象地の概要

(1) 面積

5,557.72 m²

(2) 調査対象地の利用状況

当該地において特定有害物質取扱事業所の履歴は確認されていません。砒素及びその化合物による汚染については、自然由来による土壤汚染であるものと考えられます。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

・砒素及びその化合物

急性の中毒症状としては、めまい、頭痛、四肢の脱力、全身疼痛、麻痺、呼吸困難、角化や色素沈着などの皮膚への影響、下痢を伴う胃腸障害、腎障害、末梢神経障害が報告されており、砒素化合物の致死量は体重 1 kg あたり砒素として 1.5～500mg と考えられています。

慢性の中毒症状としては、砒素に汚染された井戸水を飲んだことによって、皮膚の角質化や色素沈着、末梢性神経症、皮膚がん、末梢循環器不全などが報告されています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)

○ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）（抄）

(土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査)

第 4 条 土地の形質の変更であつて、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 前条第一項ただし書の確認に係る土地についての土地の形質の変更
- 二 軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの
- 三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 前項に規定する者は、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に前条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、前項の規定による土地の形質の変更の届出に併せて、その結果を都道府県知事に提出することができる。

3 (略)

(要措置区域の指定等)

第 6 条 都道府県知事は、土地が次の各号のいずれにも該当すると認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置（以下「汚染の除去等の措置」という。）を講ずることが必要な区域として指定するものとする。

- 一 土壌汚染状況調査の結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないこと。
- 二 土壌の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当すること。

2 以下 略

(形質変更時要届出区域の指定等)

第11条 都道府県知事は、土地が第6条第1項第1号に該当し、同項第2号に該当しないと認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定するものとする。

2以下 略

○ 県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号）（抄）

(汚染の拡散防止のための措置等)

第40条

1 略

2 土壤汚染対策法第3条第1項に規定する者、同法第4条第1項に規定する者（同項の規定による届出に係る土地の所有者等に限る。）又は同法第3条第8項、第4条第3項若しくは第5条第1項の規定による命令を受けた者であつて、同法第2条第2項に規定する土壤汚染状況調査を行わせたものは、当該土壤汚染状況調査の結果、当該土壤汚染状況調査に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤汚染等対策基準に適合しないことが明らかになったときは、直ちに、土壤汚染等対策指針に従い、当該土壤の特定有害物質による汚染の拡散の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、当該汚染の状況及び講じた応急の措置の内容その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

3以下 略

○ 区域の指定に係る基準及び地下水基準について

1 土壌溶出量基準

汚染土壌から特定有害物質が地下水に溶出し、その地下水を飲用することによる健康影響を考慮して設定されました。

2 土壌含有量基準

汚染土壌を直接摂取することによる健康影響を考慮して設定されました。

3 地下水基準

地下水を飲用することによる健康影響を考慮して設定されました。

表 区域の指定に係る基準及び地下水基準（法施行規則第 31 条及び第 7 条）

特定有害物質の名称	土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)	
第1種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	0.002 以下	—	0.002 以下
	四塩化炭素	0.002 以下	—	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.04 以下
	1,3-ジクロロプロパン	0.002 以下	—	0.002 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.02 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.006 以下
	トリクロロエチレン	0.03 以下	—	0.03 以下
	ベンゼン	0.01 以下	—	0.01 以下
	第2種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.01 以下	150 以下
六価クロム化合物		0.05 以下	250 以下	0.05 以下
シアン化合物		検出されないこと	50 以下(遊離シアンとして)	検出されないこと
水銀及びその化合物		水銀が 0.0005 以下、かつアルキル水銀が検出されないこと	15 以下	水銀が 0.0005 以下、かつアルキル水銀が検出されないこと
セレン及びその化合物		0.01 以下	150 以下	0.01 以下
鉛及びその化合物		0.01 以下	150 以下	0.01 以下
砒素及びその化合物		0.01 以下	150 以下	0.01 以下
ふっ素及びその化合物		0.8 以下	4,000 以下	0.8 以下
ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	1 以下	
第3種特定有害物質 (農薬等)	シマジン	0.003 以下	—	0.003 以下
	チウラム	0.006 以下	—	0.006 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.02 以下
	P C B	検出されないこと	—	検出されないこと
	有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと

注：土壌ガスについては、検出された場合に土壌溶出量を調べ、土壌溶出量基準の適否を確認することになっており、基準値は設定されていません。

トリクロロエチレン並びにかドミウム及びその化合物の基準は令和 3 年 4 月 1 日に改正されます。